

地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 2.7 m以上 置幅 1.7 m以内	524い林小班
	植幅 2.5 m以上 置幅 1.7 m以内	555い林小班 563い1林小班

(注) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

【特記事項】

林地内の枝条は可能な限り、作業道や水の溜まりやすい窪地等、苗木の活着が見込めない箇所に配置・筋置きすることとし、現場での判断が困難な場合には、監督職員の指示または協議に基づき作業を行うこと。

別紙

地拵（刈払のみ）特記仕様書

本事業における地拵作業は、改植作業及び獣害防護柵設置作業を行う上で支障となる雑草、笹、雑灌木等の刈払いを行うものであり、作業内容等については「IV 関東森林管理局仕様書」の「6 下刈（全刈）」を準用する。

なお、一部健全に生育している植栽木があることから、その植栽木については保存をすることとし、それ以外の生育不良木については刈払いをすること。保存する植栽木については、監督職員が指示を行うものとする。

植付特記仕様書

1 苗木の仕様

樹種	長さ	根元径	備考
スギ	30cm～	3.5mm～	8,240本 コンテナ容量300または150cc
ヒノキ	30cm～	3.5mm～	13,600本 コンテナ容量300または150cc
広葉樹	25cm～		サクラ 4,920本 カエデ 1,860本 カツラ 420本
備考	形状比（苗長／根本径）は100未満を目安とし、これを超える場合は、根鉢や枝葉の発育状況により良好な苗木であることが確認できることを前提に監督職員と協議すること。		

（注）定められた配布区域内とするが、産地は指定しない。

2 ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数（本）	苗木の植付間隔（水平距離）		適用林小班
		列間	苗間	
ヒノキ スギ	2,400本	2.2m	2.2m	563ろ1林小班
広葉樹	3,000本	1.8m	1.8m	563ろ1林小班
ヒノキ	2,100本	2.2m	2.2m	532ろ1林小班

（注）寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

特記仕様書

(獣害防護柵（硬質ステンレス入りネット）設置)

(1) 作設位置

作設位置は、図面に表示してある箇所とする。ただし、地形、土壌条件等により設置が困難な場合は監督職員と協議すること。

(2) 構造等

別紙、獣害防護柵（硬質ステンレス入りネット）設置 特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり。

(3) 作業方法等

- ① 基礎支柱（打込用ポール）は地中に50cm以上埋め込み、支柱（ポール）を設置した際に簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかり固定する。
- ② 支柱設置間隔は3.0mを標準とし、地形や勾配に応じて、その間隔を調整することとする。
- ③ 張りロープはΦ8mm以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ④ 押さえロープはΦ6mm以上、裾押さえロープはΦ4mm以上とし、接地部分を標準図のとおりアンカーで固定し、シカ等の潜り込みやネットのめくれを完全に防ぐこと。また、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ⑤ ネットは網目7cmの、耐光性、耐疲労性、強度に優れたものを使用すること。また、標準図のとおり支柱1本につき3カ所結束する。
- ⑥ 張りロープ、押さえロープ及び裾押さえロープはネットの上下段の編み目に完全に通すこと。
- ⑦ 控え用ロープの設置間隔は1.5mを標準とする。
- ⑧ カーテン式門扉については支柱間1.0mを標準とする。
- ⑨ 門扉の作設位置は、図面に表示してある箇所とし、詳細な位置については、監督職員の指示を受けるものとする。
- ⑩ 柵のできあがり寸法は、高さ1.8mとする。

(4) その他

- ① この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。
- ② 資材を請負者が調達する場合は、使用する前に監督職員の確認検査を受けること。
- ③ 設置後、余分な資材が生じた場合には監督職員へ引き渡すこととする。
- ④ 設置した資材量（〇〇巻）もしくは余剰量（〇〇巻）を事業完了届（部分完了届）別紙の完了箇所一覧表の備考欄に記載すること。

別紙

**獣害防護柵(硬質ステンレス入りネット)設置
特記仕様書**

1. 作設標準図

別紙のとおり

2. 材料表(3,205m × 1.20)

品名	仕様・品質・規格	数量	単位	重量(kg)	備考
獣害防護ネット	7cm目/1.8m+0.3m×50m/(上部)ポリエチレン(黒)400d×40本/ (強化部)硬質ステンレス線SUS304(WPB)Φ0.26×4本、ポリエチレン (青)400d×40本、/(裾部)硬質ステンレス線SUS304(WPB)Φ0.19× 4本、ポリエチレン(緑)400d×40本	81	反	1,174.50	たわみ等による増 加分を考慮した数 量としている。
張りロープ	PE製(強化糸入り)Φ8mm×55m				
押さえロープ	PE製(強化糸入り)Φ6mm×55m				
裾押さえロープ	PE製Φ4mm×55m				
支柱	FRP製支柱・ABS被覆/φ38mm×2.4m	1,308	本	1,569.60	
キャップ	ABS製/Φ33mm~38mm用	1,308	個	65.40	
アンカーピン	鉄製/44cm(ネット134本・控え7本)	5,423	個	1,626.90	
留め	ステンレスカット線/＃19・0.25m/330本束	12	束	6.00	
控え用ロープ	PE製(強化糸入り)/Φ6mm×55m	39	巻	39.00	
計				4,481.40	

3. その他材料表

品名	仕様・品質・規格	数量	単位	重量(kg)	備考
門扉用支柱	FRP製支柱・ABS被覆/φ38mm×2.4m	17	本	20.40	
計				20.40	

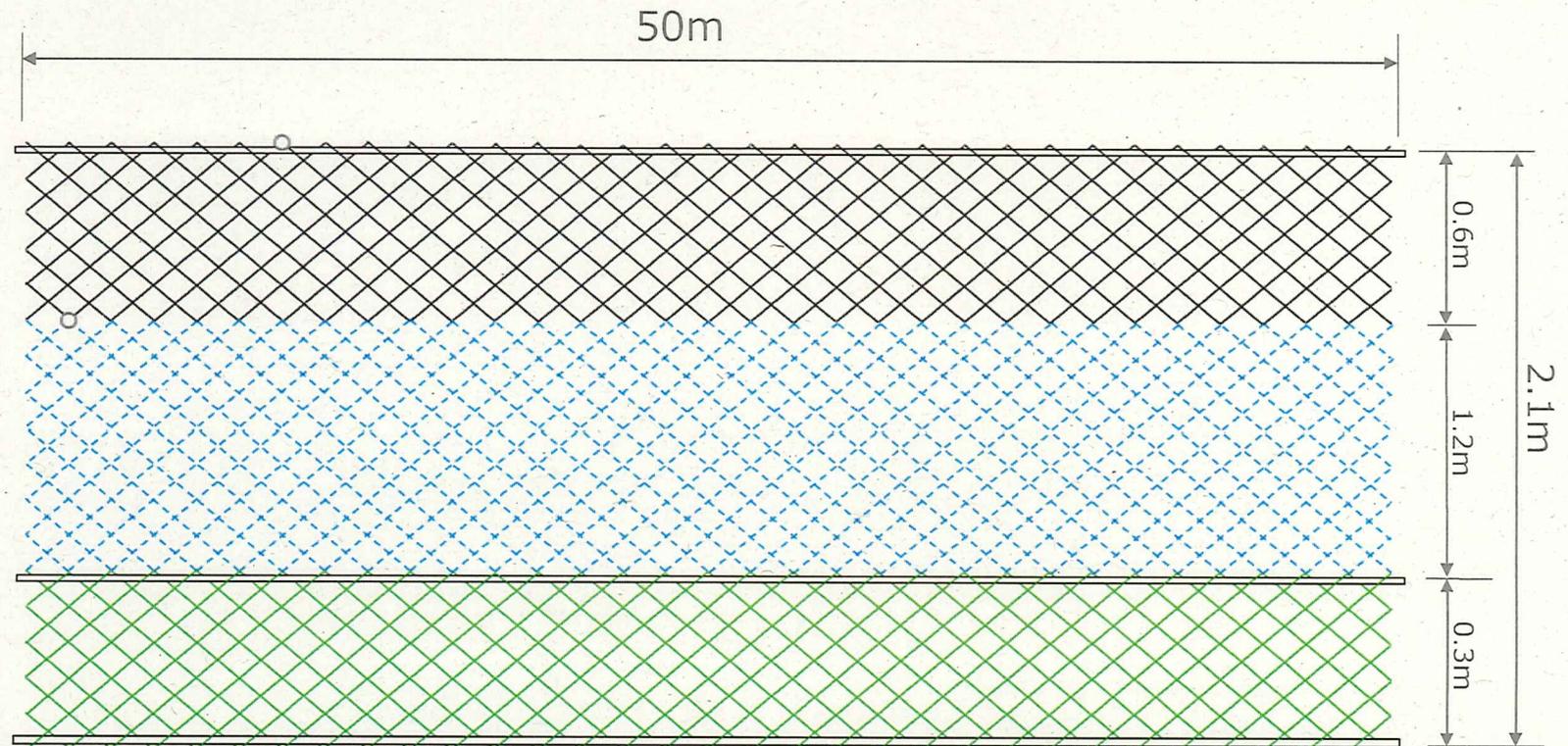
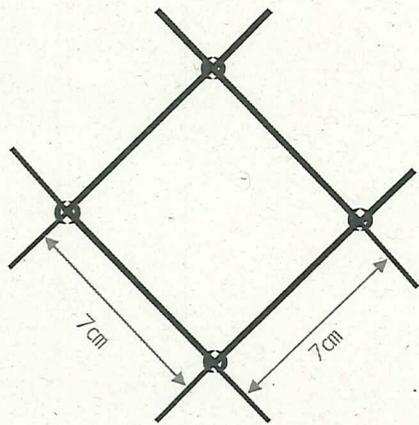
硬質ステンレス入りポリネット

1.8m+0.3m×50m (7cm目)

- ◆上部 0.6m ポリエチレン 400d×40本/黒
- ◆強化部 1.2m SUS304 (WPB)Φ0.26×4本/青
- ◆スカート部 0.3m SUS304 (WPB)Φ0.19×4本/緑
- ◆張り・押さえ用ロープ(強化糸入りPE)8mm・6mm×55m
- ◆スカート用ロープ(PE)4mm×55m

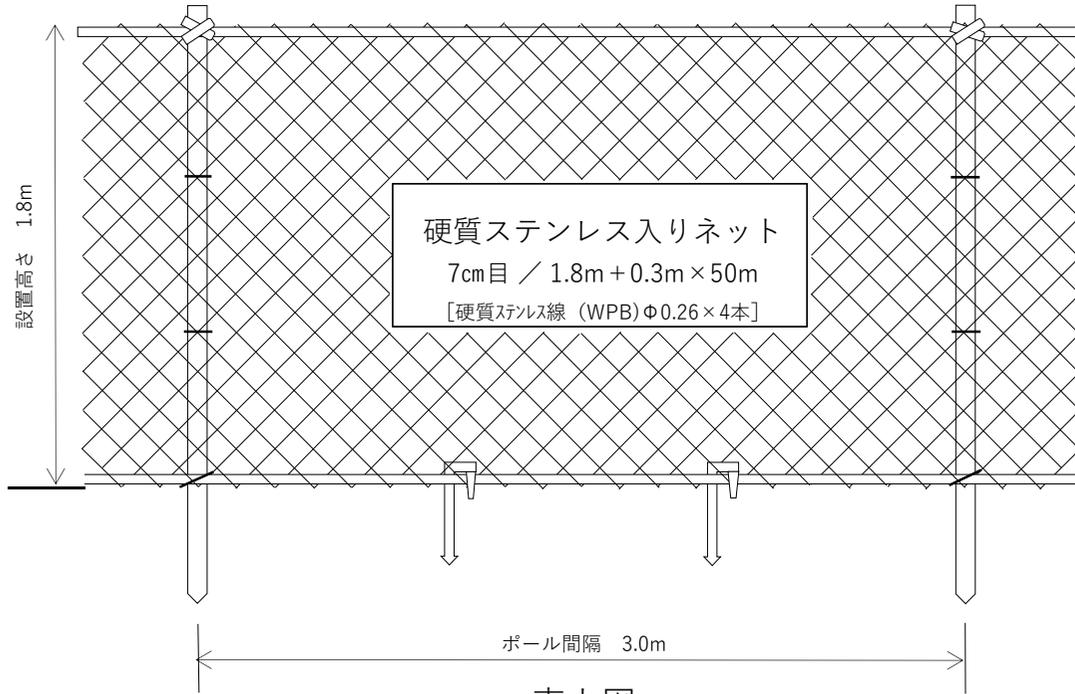
14.5kg

二重交差式

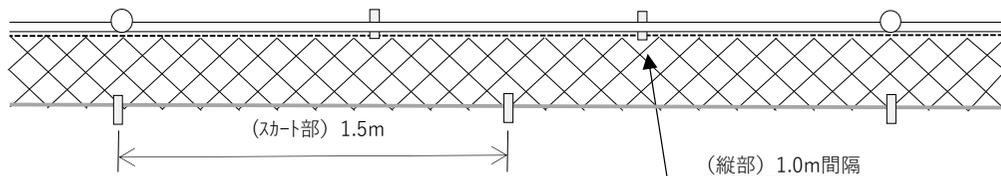


設置展開図

正面図

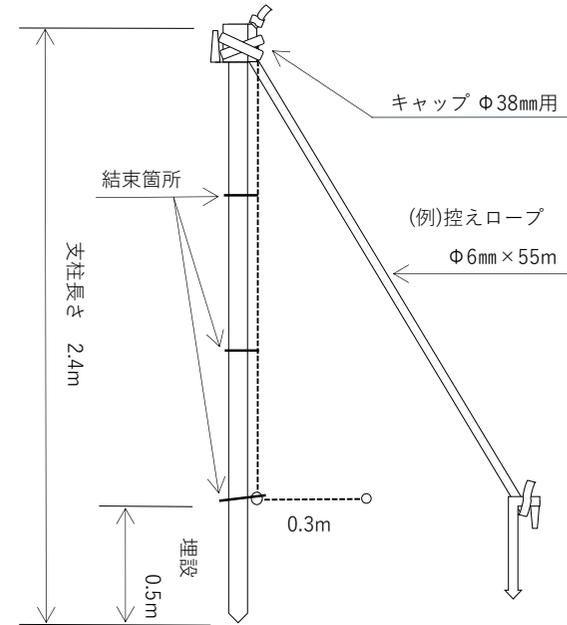


真上図



品名	仕様・規格	製品単体重量	100m当たり
ネット	硬質ステンレス線(WPB)入りポリネット 1.8m+0.3m x 50m (7cm目)	14.50kg/反	2.1反
	上部0.6m (黒) 下部1.2m (青) 裾部0.3m (緑) / 強化部 WPBΦ0.26 x 4本		
張り用ロープ・ 押さえ用ロープ	強化糸入りPEロープ ④Φ8mm⑤Φ6mm / スカート部 PEロープ Φ4mm・各55m		
控え用ロープ	PEロープ Φ6mm x 55m / 青 / 7ヶ所設置	1.00kg/巻	1巻
支柱	FRP製 / Φ38mm x 2.4m / ABS被覆	1.20kg/本	34本
吊りキャップ	ジョイント式キャップ / ABS製 / Φ38mm用	0.05kg/個	34個
杭	アンカーピン / 44cm / 鉄製 (ネット134本・控え7本)	0.30kg/本	141本
結束	ステンレスカット線 / #19 x 0.25m / 本 / 330本束	0.5kg/束	0.31束

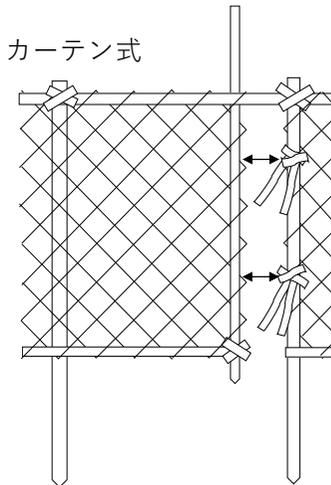
補強部 (例)



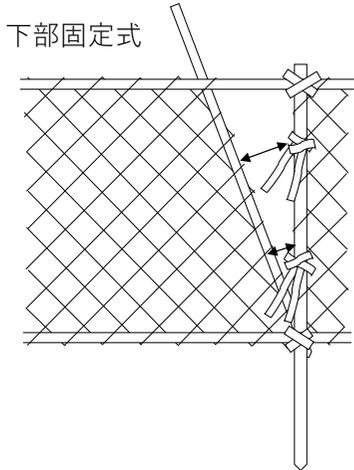
開口部 (例)

※監督職員の指示に従い、どちらかを選択する
 ← 開口部・・・支柱と扉は2箇所以上で固定する

カーテン式



下部固定式



別紙

獣害防護柵設置（重ね張り）特記仕様書

本作業は、改植が必要な造林地への対策として、既存のネット柵に強度が高い番線（WPB）を使用しているネットを重ねて設置するものである。

（１）作設位置

作設位置は、図面に表示した獣害防護柵既設箇所とする。

（２）構造等

別紙特記仕様書の作設標準図のうち赤色で示した部分及び材料表のとおり。

（３）作業方法等

- ① 既設の獣害防護柵の内側にネットを重ね、既設の支柱と結束する。
- ② 接地部の折り返しは設けず、裾部分は押さえロープとまとめてアンカーピン等によって固定する。
- ③ その他、「Ⅳ 関東森林管理局仕様書」の「16 シカ防護柵設置」（３）⑥～⑧を準用する。

別紙

獣害防護柵(硬質ステンレス入りネット)設置
特記仕様書

1. 作設標準図

別紙のとおり

2. 材料表(3,230m×1.20)

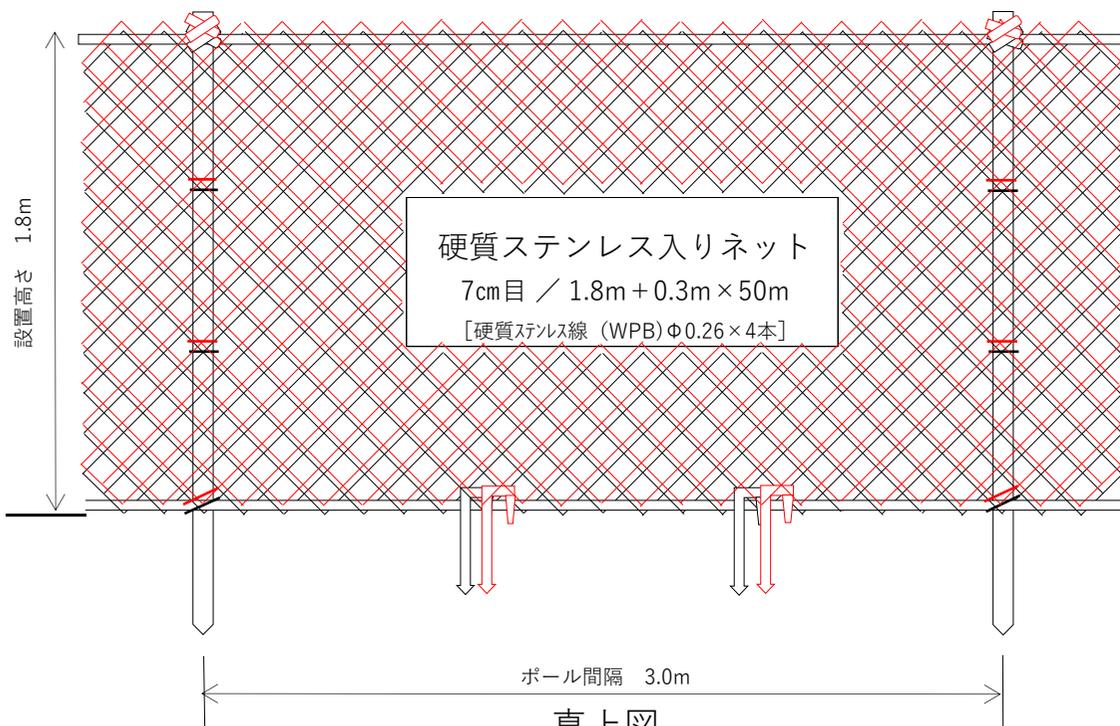
品名	仕様、品質・規格	数量	単位	重量(kg)	備考
獣害防護ネット	7cm目/1.8m+0.3m×50m/(上部)ポリエチレン(黒)400d×40本/ (強化部)硬質ステンレス線SUS304(WPB)Φ0.26×4本、ポリエチレン (青)400d×40本、/(裾部)硬質ステンレス線SUS304(WPB)Φ0.19× 4本、ポリエチレン(緑)400d×40本	82	反	1,189.00	たわみ等による増 加分を考慮した数 量としている。
張りロープ	PE製(強化糸入り)Φ8mm×55m				
押さえロープ	PE製(強化糸入り)Φ6mm×55m				
裾押さえロープ	PE製Φ4mm×55m				
アンカー杭	ABS製/L型43cm	2,597	個	207.76	
留め	ステンレスカット線/#19・0.25m/330本束	13	束	6.50	
計				1,403.26	

3. その他材料表

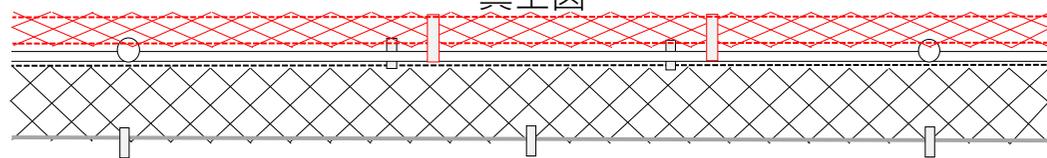
品名	仕様、品質・規格	数量	単位	重量(kg)	備考
計					

設置展開図

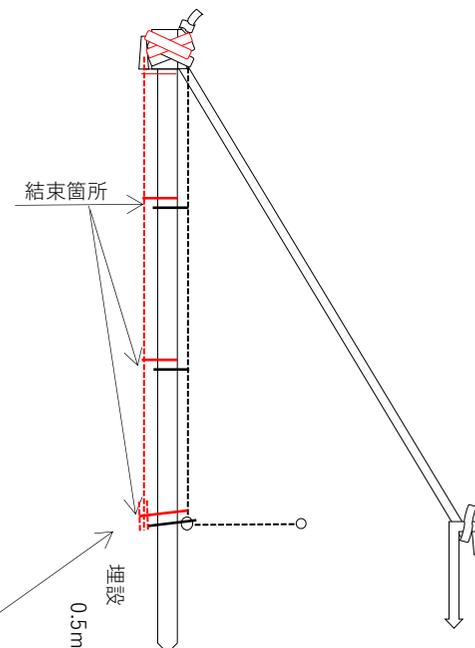
正面図



真上図

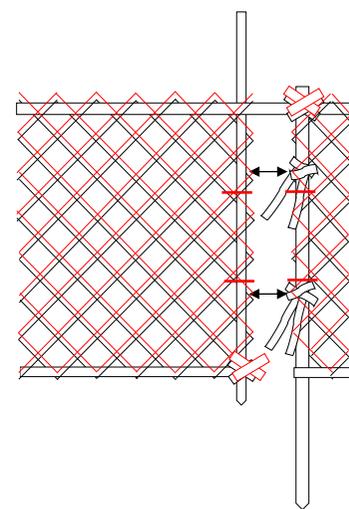


補強部 (例)

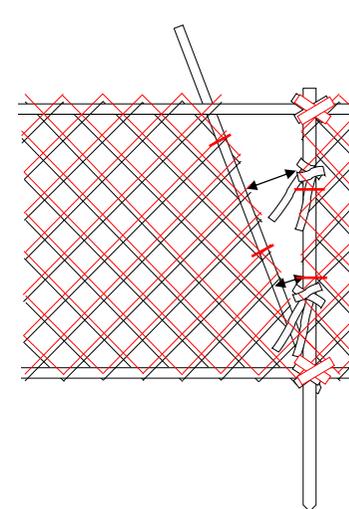


開口部 (例)

カーテン式



下部固定式



品名	仕様・規格	製品単体重量	100m当たり
ネット	硬質ステンレス線(WPB)入りポリネット 1.8m+0.3m×50m (7cm目)	14.50kg/反	2.1反
	上部0.6m (黒) 下部1.2m (青) 裾部0.3m (緑) / 強化部 WPB Φ0.26×4本		
張り用ロープ・ 押さえ用ロープ	強化糸入りPEロープ ④Φ8mm⑤Φ6mm / スカート部 PEロープ Φ4mm・各55m		
杭	ABS製 / L型43cm	0.08kg/本	67本
結束	ステンレスカット線 / #19×0.25m/本 / 330本束	0.5kg/束	0.31束

仕 様 書

シカ被害防除単木保護資材(ネットタイプ・黒色)

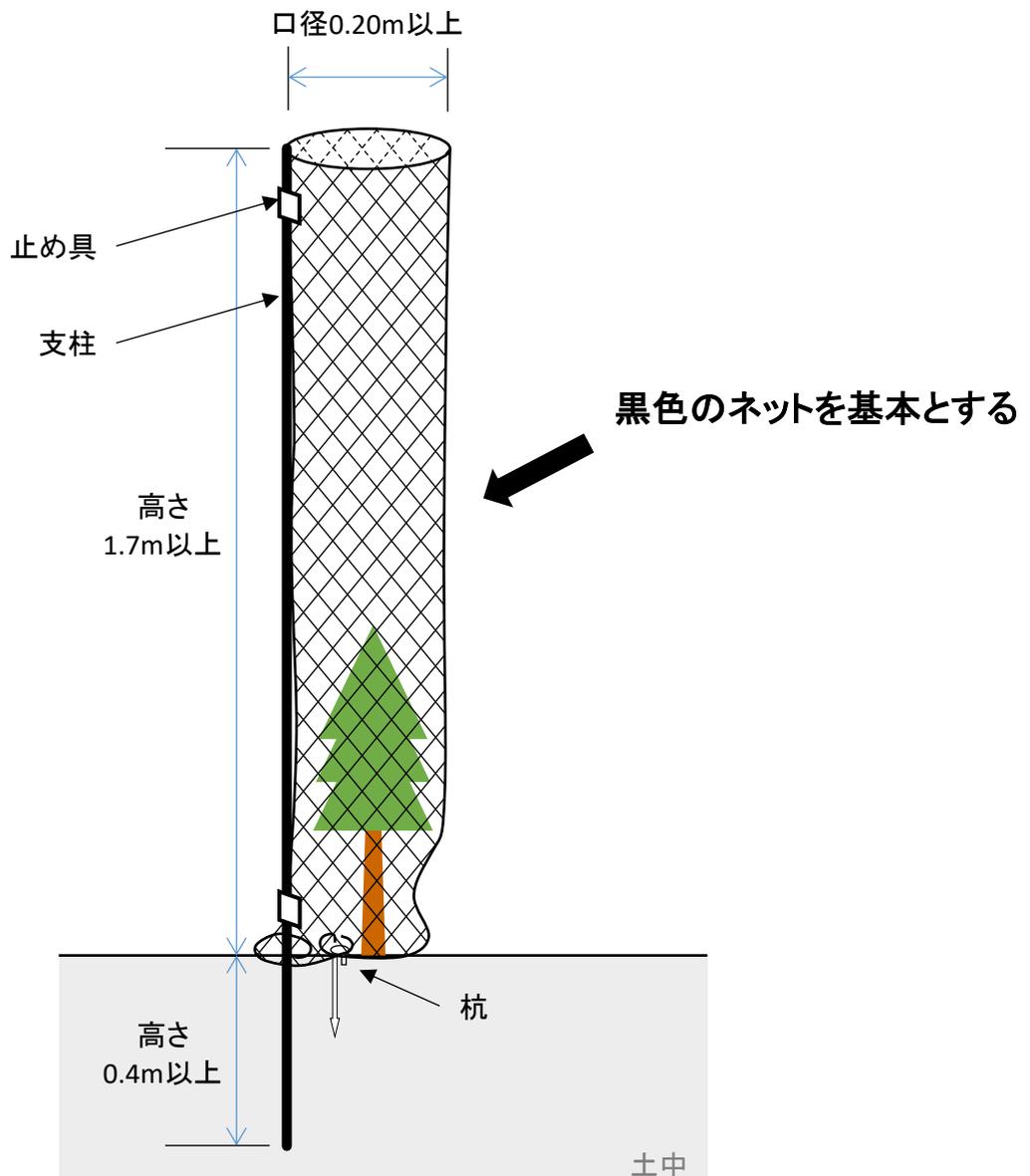
1セット=100本

材質・規格		備考
支柱	材質:FRP [※] 、φ8mm以上、高さ2.1m以上	支柱数:1本以上
止め具	材質:ステンレス又は塩化ビニル [※]	使用する資材の仕様に準ずるものとする。
本体	材質:ポリプロピレン又はポリエチレン [※]	
	目合い:15×20mm以下	
	高さ:1.7m以上、口径:0.20m以上	
杭	材質:ポリプロピレン又は竹 [※]	杭数:1本以上
色	指定:黒色 [※]	景観の保全のため

※もしくは同等の材質・規格を満たすもの。

※植付と同時並行で設置する。

※標準例



別紙

特記仕様書 (忌避剤散布)

1 薬剤の性質

- (1) 性状 類白色水和性粘調懸濁液体
- (2) 有効成分 ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルジチオカーパイメート
- (3) 効果
- ① 樹幹への散布によりノウサギ、葉への散布によりカモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。
 - ② 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出がなく、散布した部分の食害を長期にわたって防止する。
 - ③ 味覚刺激による食害減退効果がある。

(4) 安全性

- ① 毒物分類 普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）
- ② 魚毒性 C類

2 薬剤の散布内訳

- (1) 希釈倍数 3倍（原液：水＝1：2）
- (2) 使用液量 1本あたり希釈液量 30ml
詳細は下表のとおり。

対象林 小班等	散布 面積 (ha)	植栽木 1本あたり 原液散布量 (ml)	植栽木 本数 (本)	原液量 (ℓ)	希釈 倍率 (倍)	希釈後 総散布量 (ℓ)	植栽木 樹種名
505は1	3.11	10	7,464	74.6	3	100.2	ヒノキ
505は2	3.22	10	7,728	77.3	3	255.8	ヒノキ
505は3	2.76	10	6,624	66.2	3	294.8	ヒノキ
505と	0.11	10	264	2.6	3	168.8	ヒノキ
505わ1	4.38	10	10,512	105.1	3	56.7	ヒノキ

3 薬剤の散布部分

苗木の樹幹や葉等、植栽木の食害が予想される部分とする。

4 その他

薬剤を請負者が調達する場合は、使用する前に監督職員の確認検査を受けること。
散布後、余分な資材が生じた場合には監督職員へ引き渡すこととする。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無 他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ \quad ※ \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

別紙

特記仕様書 (その他)

- 1 現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議または指示に基づき作業を行うこと。
- 2 「国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて」のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。
- 3 CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため〇〇（地拵/植付/下刈/獣害対策）を行っています 国土強靱化対策事業

2 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。
これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。